

○新制度幼稚園の移行に関すること

対象施設

住 所：北本市下石戸 1－4 4 9

施 設 名：学校法人山田学園北本中央幼稚園

役職・代表者：理事長・園長山田正秋

職 員 数：25 名（バス運転手 3 名を含む）

認 可 定 員：240 名

現在、正職教諭 11 名、パート教諭 7 名が在職しております。

上記の配置基準に照らし合わせ、職員配置を 2 歳児 1 名、3 歳児 3 名、4 歳児 2 名、5 歳児 2 名、合計 8 名の体制が組めます。

希望施設形態

未移行幼稚園 → 新制度幼稚園

移 行 時 期

令和 6 年 4 月

利 用 定 員

155 名（1 号認定 155 名）

※認可定員：1 号認定 240 名

<現在のクラス配置>

	3 歳	4 歳	5 歳
1 号認定	51	48	56

合計 155 名

新制度幼稚園への移行とは

未移行の幼稚園が、施設型給付費を受けるために施設は、市に対して、特定教育・保育施設の確認申請（子ども子育て支援法 第 31 条）を行う必要があります、市は、利用定員の確認を行ったうえで、施設型給付の対象となる施設・事業者であることの確認ができれば、子ども子育て支援制度に移行となります。

※教育標準時間認定（1 号認定）のため、保育提供量には影響がなく、また、子ども・子育て支援事業計画の位置づけは必須ではありません。

学校法人山田学園北本中央幼稚園は、令和 7 年度に「幼稚園型認定こども園」への移行も検討しており、今回の新制度幼稚園への移行もその一環として、施設型給付費の手続等の事務体制の整備のために申請されました。

【参考】子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 58 条の 9 第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 65 条第 4 号及び第 5 号並びに附則第 7 条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。第 58 条の 4 第 1 項第 1 号、第 58 条の 9 第 2 項並びに第 65 条第 3 号及び第 4 号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。